

## 枚方市共助版ライドシェア補助金交付要綱

〔 制定 令和 3 年 3 月 31 日枚方市要綱第 19 号  
最終改正 令和 7 年 10 月 29 日枚方市要綱第 40 号  
(題名改正) 〕

### (趣旨)

第1条 この要綱は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）の規定に基づいて交付する共助版ライドシェア補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 補助金の交付の目的は、公共交通を補完する共助版ライドシェア（道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定による許可又は登録を要しない地域住民の共助による運送サービスをいう。以下同じ。）を行う団体に対して交付することにより、地域における持続可能な交通の維持及び確保を図ることとする。

### (補助金の交付の対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、本市で活動を行う非営利団体（自治会、特定非営利活動法人、校区コミュニティ協議会その他営利を目的としない団体であると市長が認めたものをいう。）とする。ただし、暴力団等であるものを除く。

### (補助対象行為)

第4条 補助金の交付の対象となる行為（以下「補助対象行為」という。）は、本市の市民のみを対象とした共助版ライドシェアを行うこととする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象行為に要する経費として次に掲げるもの（次項において「補助対象経費」という。）に10分の9を乗じて得た額と450,000円のいずれか低い額とする。

- (1) 燃料費
- (2) 補助対象行為に適合した自動車保険に係る保険料（経路、時間その他運送に係る情報を自動で収集する装置（第8条第1号において「位置追跡装置」という。）の賃借料を含む。）
- (3) 目的地においての駐車に要する経費
- (4) 運転手の報酬
- (5) 運転手が当該業務における通信に要する費用
- (6) 事務に従事する者（次号に該当する者を除く。）の報酬
- (7) 利用の予約に係る事務に従事する者の報酬
- (8) 利用の予約に係る事務に従事する者が当該業務における通信に要する費用
- (9) 国土交通大臣の認定を受けた運転者講習会（市長が認めるものに限る。）の受講料
- (10) 車両のペダルの踏み間違いによる加速を抑制する装置の購入及び設置に要する費用
- (11) 広報に要する費用のうち、印刷に要する費用

- 2 前項の規定にかかわらず、共助版ライドシェアを利用した者から当該運送に要した実費の範囲内で収受した額が補助対象経費に10分の1を乗じて得た額を超える場合の補助金の額は、補助対象経費から当該収受した額を差し引いた額と450,000円のいずれか低い額とする。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、補助対象行為を行う前に、共助版ライドシェアの対象となる世帯数、運送の経路その他共助版ライドシェアの実施方法について、市長と協議を行わなければならない。

(補助金の交付決定に通常要すべき期間)

第7条 補助金の交付決定に通常要すべき期間は、30日間とする。

(条件)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をする場合においては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 位置追跡装置を設置した自動車を使用すること。
- (2) 第5条第1項第10号に掲げる経費に係る補助金の交付を受けた場合は、同号に規定する装置を設置した車両を有する者が、補助金の交付の決定の日から起算して2年の間継続して当該車両を使用した共助版ライドシェアの運転手に従事すること。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

### 附 則 [令和7年10月29日枚方市要綱第40号]

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 改正前の枚方市ボランティア輸送補助金交付要綱の規定により交付された補助金は、改正後の枚方市共助版ライドシェア補助金交付要綱の規定により交付された補助金とみなす。